改正:令和元年12月1日 令和4年5月27日

最低基準価格を下回った場合の取扱いについて

1 国立大学法人宮崎大学工事請負契約事務取扱細則に基づく最低基準価格を下回る価格で 入札を行った者に対し、調査(低入札価格調査)を実施します。

最低基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の1 10を乗じて得た額とします。

(1) 文教施設工事積算要領(土木工事)に基づき工事費の積算を行った工事の請負契約 の場合

次に掲げる額と当該消費税等相当額の合計額を下廻る入札価格(入札書に記載された 金額に消費税等相当額を加えた額。以下同じ。)であった場合とする。

- イ 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ロ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ハ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ニ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

ただし、その合計額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10分の7.5を乗じて得た額とする。

(2) 公共建築工事積算基準(統一基準)に基づき工事費の積算を行った工事の請負契約 の場合

公共建築工事積算基準(統一基準)(以下「統一基準」という。)における直接工事費は、(1)における直接工事費と現場管理費の一部に相当する額(以下「現場管理費相当額」という。)により構成されている。

そのため、統一基準における直接工事費から現場管理費相当額を減じた額を(1)における直接工事費とし、統一基準における現場管理費に現場管理費相当額を加えた額を(1)における現場管理費として、(1)を適用する。

ただし、統一基準における直接工事費に含まれている現場管理費相当額の算出が困難な場合は、①一般工事(②に該当する工事を除くもの。)については、統一基準における直接工事費に10分の1を乗じた額を現場管理費相当額とし、②昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事については、統一基準における直接工事費に10分の2を乗じた額を現場管理費相当額とする。

なお、この場合の規則第13条第一号に定める基準は、次に掲げる額と当該消費税等相当額の合計額を下廻る入札価格であった場合とする。

- ① 一般工事(②に該当する工事を除くもの。)
 - イ 統一基準における直接工事費の額に10分の9.63を乗じて得た額
 - ロ 統一基準における共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ハ 統一基準における現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ニ 統一基準における一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
- ② 昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事
 - イ 統一基準における直接工事費の額に10分の9.56を乗じて得た額
 - ロ 統一基準における共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ハ 統一基準における現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

- 二 統一基準における一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額 ただし、①又は②の合計額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合 にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5乗じて得た額 に満たない場合にあっては、10分の7.5を乗じて得た額とする。
- (3) 上記(1)及び(2)を適用することができない工事の請負契約の場合、基準は、競争入札ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で契約担当役の定める割合を予定価格に乗じて得た額を下廻る入札価格であった場合とする。

なお、「上記2の運用を適用することができない工事」とは、予定価格算出に当たり、 工事価格を構成する「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」 の各経費項目により計上することが困難であると認められる特別な工事とする。

- 2 入札の結果、基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と宣言し、調査を実施します。
- 3 低入札価格調査においては、次のような内容につき、入札者からの事情聴取、関係機関 への照会等の調査を行います。
- (1) その価格により入札した理由
- (2) 契約対象工事附近における手持工事の状況
- (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連(地理的条件)
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- (7) 手持機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- (10) 経営内容
- (11)(1)から(10)までの事情聴取した結果についての調査確認
- (12)(9)の公共工事の成績状況
- (13)経営状況(取引金融機関、保証会社等への照会を行う。)
- (14)信用状況(建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況、その他)
- (15) その他必要な事項
- 4 低入札価格調査の実施に際し、特に重点的な調査(特別重点調査)を実施する場合があります。特別重点調査を実施する場合は、入札説明書にその旨明記していますのでご注意下さい。